

議案第 14 号

協議項目 19 「公共的団体等の取扱い に関すること」

協議項目 19 「公共的団体等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 15 年 7 月 10 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各種団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- (1) 各市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

1 公共的団体等の例

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
前橋市土地開発公社	勢多中央土地開発公社	勢多中央土地開発公社	勢多中央土地開発公社
前橋市施設管理公社	大胡町公共施設管理公社		粕川村公共施設管理公社
前橋市行政自治委員会	大胡町区長会	宮城村区長会	粕川村区長会
日本赤十字社群馬県支部前橋市地区	日本赤十字社群馬県支部中部地区大胡町分区	日本赤十字社群馬県支部中部地区宮城村分区	日本赤十字社群馬県支部中部地区粕川村分区
群馬県共同募金会前橋市支会	群馬県共同募金会中部支会大胡町分会	群馬県共同募金会中部支会宮城村分会	群馬県共同募金会中部支会粕川村分会
前橋市防犯協会	群馬県防犯協会大胡支部	群馬県防犯協会大胡支部	群馬県防犯協会大胡支部
前橋市東防犯協会			粕川村防犯協会
(社)前橋市社会福祉協議会	(社)大胡町社会福祉協議会	(社)宮城村社会福祉協議会	(社)粕川村社会福祉協議会
(社)前橋市シルバー人材センター	大胡町ミニ・シルバー人材センター	宮城村シルバー人材センター	粕川村シルバー人材センター
部落解放同盟前橋支部	部落解放同盟大胡支部	部落解放同盟宮城支部	部落解放同盟粕川支部
前橋市老人クラブ連合会	大胡町老人クラブ連合会	宮城村老人クラブ連合会	粕川村老人クラブ連合会
前橋母子会	大胡町母子寡婦会	宮城村母子寡婦会	粕川村母子寡婦会
前橋保護区保護司会	勢多保護区保護司会大胡支部	勢多保護区保護司会宮城支部	勢多郡保護区粕川村保護司会
前橋更生保護婦人会	大胡町更生保護婦人会	宮城村更生保護婦人会	粕川村更生保護婦人会
前橋市身体障害者福祉団体連合会	大胡町身体障害者の会	宮城村身体障害者協議会	粕川村身体障害者更正会
前橋市民生委員児童委員連絡協議会	大胡町民生委員児童委員協議会	宮城村民生委員児童委員協議会	粕川村民生委員児童委員協議会
(社)前橋市医師会	(社)勢多郡医師会	(社)勢多郡医師会	(社)勢多郡医師会
前橋市食生活改善推進員協議会	大胡町食生活改善推進協議会	宮城村食生活改善推進協議会	粕川村食生活改善推進協議会

議案第 14 号参考資料

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
前橋市保健推進員協議会	大胡町母子保健推進員会	宮城村健康推進員会	粕川村母子保健推進員会
前橋商工会議所	大胡町商工会	宮城村商工会	粕川村商工会
前橋市観光協会	大胡町観光協会	宮城村観光協会	粕川村観光協会
前橋市家畜自衛防疫協議会		宮城村家畜自衛防疫事業協議会	粕川村家畜自衛防疫事業協議会
前橋市農業集落排水事業連絡協議会	樋越地区農業集落排水施設管理組合	馬場地区農業集落排水事業組合	粕川村農業集落排水事業連絡協議会
前橋市ニューファーマーズクラブ	大胡町認定農業者連絡協議会		粕川村認定農業者連絡協議会
前橋市まちを緑にする会		宮城村花いっぱい・元気いっぱい推進協議会	
前橋市体育協会	大胡町体育協会	宮城村体育協会	粕川村体育協会
前橋市体育指導委員会	大胡町体育指導委員会	宮城村体育指導委員会	粕川村体育指導委員会
前橋市スポーツ少年団	大胡町スポーツ少年団	宮城村スポーツ少年団	粕川村スポーツ少年団
前橋市小中養護学校 PTA 連合会	大胡町 PTA 連合会	宮城村幼小中 PTA 連絡協議会	粕川村 PTA 連合会
前橋ボランティア連絡会		宮城村ボランティア連絡協議会	粕川村ボランティア連絡協議会
前橋市文化協会	大胡町文化協会	宮城村文化協会	粕川村文化協会
前橋市生涯学習奨励員連絡協議会	大胡町生涯学習推進協議会	宮城村生涯学習を推進する会	粕川村生涯学習をすすめる会
前橋市地区婦人会連絡協議会	大胡町婦人会	宮城村婦人会	粕川村婦人会
前橋市青少年育成補導推進員連絡協議会	大胡町青少年育成補導推進委員協議会	宮城村青少年育成補導推進員連絡協議会	粕川村青少年補導推進員連絡協議会
前橋市子ども会育成団体連絡協議会	大胡町子ども会育成団体連絡協議会	宮城村子ども会育成会	粕川村子ども会育成団体連絡協議会
その他の公共的団体	その他の公共的団体	その他の公共的団体	その他の公共的団体

議案第14号参考資料

2 先進地事例

つくば市	福山市	呉市	新発田市
<p>各種公共的団体等については、合併後の新市の一体性の速やかな確立に資するため、それぞれの実情に応じて統合整備に努めるものとする。</p>	<p>合併後の福山市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情に応じ、適切な育成指導に努めるものとする。</p>	<p>公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整を図るものとする。</p> <p>両市町に共通している団体は合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる。</p> <p>統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。</p>	<p>両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。</p> <p>なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。</p>

議案第14号参考資料

3 公共的団体等の取扱いに関する考え方

(1) 公共的団体の定義

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも、私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

(2) 「公共的団体等の取扱い」として協議するもの

団体の設置について市町村の意思が関与しているもの

市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの

市町村の事業に大きく関与しているもの

【例】 社会福祉協議会、商工会議所、商工会、シルバー人材センター
土地開発公社、医師会等

4 公共的団体等の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（国、都道府県の協力等）

第16条

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。